

令和 02 年度 事務事業評価書

新継区分	継続	事務事業名称	006 行政管理事業				
担当部	010000 総務部			課・室	010101 総務課	所属長名	志茂 学

(1) 基本情報

基本目標		100 その他	施 策	001 その他
事務事業期間		平成21年度 ～	会計種別	01 一般会計
経費の性質		3 経常的行政経費・その他	実施計画対象	1:対象
事業概要	実施方法	直接実施	実施根拠 (法令や条例等)	地方自治法 糸満市固定資産評価審査委員会条例 糸満市法律顧問設置要綱
	目 的	本事業は、行政機関に必要な法規的な事業、総務的事業を一元的に管理することにより、円滑な行政運営を担うことを目的とする。		
	対 象	市民、市職員		
	活動内容	・ 例規閲覧システムの管理、例規の制定・改廃業務サポートシステムの管理 ・ 法律顧問弁護士、固定資産評価審査委員会の管理運営 ・ コンシェルジュデスクの管理		
	意図（成果）	・ 例規に関するシステムを導入することにより、適切な条例等の管理が期待できる。 ・ iJAMPを活用することで、最新の行政情報を入手可能となる。		

(2) コスト及び成果

	単位	H31年度決算	R02年度予算	R03年度予算	R04年度予算	R05年度予算
事業費	千円	11,418	10,667	11,223	11,223	11,223
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	75	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	11,343	10,667	11,223	11,223

この事務事業の業務量を数値化したもの・・・活動指標			この事務事業の成果を数値化したもの・・・成果指標		
活動指標名	単位	左記の活動指標とした理由	成果指標名	単位	左記の成果指標とした理由
例規データ更新回数	回	制定・改廃した例規をシステムへ反映する回数	条例の標準期間内公布率	%	条例は、地方自治法により議決後30日以内に公布しなければならないため

活動指標	指標名	単位	区分	H31年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
活動指標	例規データ更新回数	回	計画値	4	4	4	4	4
			実績値	4	7	0	0	0
			計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
			計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0

成果指標	指標名	単位	区分	H31年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
成果指標	条例の標準期間内公布率	%	計画値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100	0	0	0
			計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
			計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0

妥 当 性	①事務事業を実施する妥当性	☐ 目的は明確で上位の施策に結びついている ☐ 目的は上位の施策に結びついていない ☒ 内部管理経費のため、上位の施策に結びつかない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 本事業は、主に情報収集のため新聞購入、条例等の管理を行う例業務、自治体法務の相談や調査が可能をするためのシステム経費など複数の事務が統合された事業である。
	②行政が関与する妥当性	☐ 法令及び条例によりサービスが義務付けられている ☐ 国、県、市の協調によるもの ☒ 民間ではできない、または民間では実施していない ☐ 民間に同様・類似のサービスがあるが、質や量等が不十分なため、補完するもの ☐ 民間に同様・類似のサービスが存在する 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 本事業は、複数にまたがる事務（主にシステムや新聞等の購入経費等）であるが、固定資産評価審査委員会は、個人の残さんに関与するものもあるため、現時点で民間委託は困難である。

必 要 性	③市民ニーズ	☒ 市民のニーズの有無に関わらず実施する必要がある ☐ 市民ニーズが増加傾向にある ☐ 市民ニーズが現状維持の傾向にある ☐ 市民ニーズが減少傾向にある ☐ 市民ニーズを把握していない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 条例等の管理は、地方自治体を運営するために必要な業務である。そのほかにも固定資産評価審査委員会は、法で規定されたものであり、市民のニーズに関わらず運営していくものである。
	④現時点での優先性や緊急性	☐ 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある ☐ 日常的な安全、生活を確保するために実施する必要がある ☒ 公共サービスの平均的水準を確保するために実施する必要がある ☐ 現時点での優先性や緊急性は低いものの、市の将来のために実施した方がよい ☐ 現時点では必ずしも実施しなくてもよい 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 条例等の管理は、公共サービスを担ううえで、その基本となるものである。また、法に基づいた委員会の運営も実施しているため、現状の確保が必要である。

公 平 性	⑤受益者負担は適切か	☐ 広く市民を対象としていることから適切である ☐ 事務事業の対象が特定されているが、受益者には応分の負担があり適切である ☐ 事務事業の対象が特定されているが、受益者には応分の負担となっていないため、見直しの余地がある ☐ 受益と負担の適正化を求める事業ではない（社会福祉等を目的とする事業など） ☒ 公平性の評価になじまない（内部管理業務など） 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 法に基づく運用や内部管理業務であるため、受益者負担を求めるものではない。
-------------	------------	--

効 率 性	⑥事業の成果を低下させずにコスト削減を図っているかどうか	☐ かなり削減できている ☐ ある程度削減できている ☐ あまり削減できない ☐ 削減できない ☒ 効率性の評価になじまない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 事業として必要な最低限の経費しか計上しておらず、複数の事務が混在している事業であるため、事業全体として効率性の評価が困難である。
-------------	------------------------------	--

有 効 性	⑦成果指標の目標値(予測値)に対する達成度	☐ 目標を上回る ☒ 目標を概ね達成している ☐ 目標をやや下回る ☐ 目標を下回る ☐ 成果指標を設定していない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 条例の公布については、議会の議決後から30日以内であり、事務処理を確実にしているか知る必要がある。（達成できない場合は、相応の根拠が必要である。）
-------------	-----------------------	--

(4) 評価の総括

所属長所見 1. 妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直す余地あり 2. 必要性 ☒ 適切 ☐ 見直す余地あり 3. 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直す余地あり 4. 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直す余地あり 5. 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直す余地あり	総合評価 ・全て適切でA評価 ・適切3～4でB評価 ・適切1～2でC評価 ・全て見直しでD評価 A A 現状どおり事業を進めることが妥当 B 事業内容や事業手法に改善を行う余地あり C 事業縮小または内容や手法に大幅な見直しが必要 D 事業の廃止や休止など、事業のあり方について検討する必要あり
所属長所見 ☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 改善 ☐ 民間委託 ☐ 統合 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 完了	改革改善案（総合評価でA評価の場合は記載不要）